（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　橋本　泰宏
国家公務員法第八十一条の五第二項の規定により令和八年九月三十日まで異動期間を延長する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　岡本　利久
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　岩井　勝弘
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上九月三十日）

法　務　省

小寺　次郎　池本壽美子　遠藤みどり
難民審査参与員に任命する（各通）（九月二十一日）
（京都地方検察庁検事）検事　村川美智子
辞職を承認する
（法務省矯正局総務課長）法務事務官　山本　宏一
法務省大臣官房審議官（矯正局担当）に昇任させる
（法務省矯正局参事官）同　山本　隆芳
法務省矯正局総務課長に配置換する
（東北矯正管区総務企画部長）小島まな美
法務省矯正局参事官に転任させる
（四国矯正管区総務企画部長）同　岩田　輝彦
東北矯正管区総務企画部長に配置換する
（福岡刑務所総務部長）同　大峯　隆義
四国矯正管区総務企画部長に転任させる（以上九月三十日）

財　務　省

佐野　豪俊
願に依り国家公務員共済組合連合会監事を免ずる（九月三十日）
松林健一郎
国家公務員共済組合連合会監事に任命する（十月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、滋賀県において開催されている第七十九回国民スポーツ大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十八日午前九時五十八分御出門、同県く行幸啓、同月二十九日午後八時五十二分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、中華人民共和国の国祭日につき、九月三十日同国主席閣下く御祝電を発せられた。
天皇陛下は、パラオの独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。
天皇陛下は、キプロスの独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年10月２日
静岡労働局長　國分　一行

第４号中「１時間1,034円」を「１時間1,097円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年10月２日
熊本労働局長　金谷　雅也

第４号中「１時間952円」を「１時間1,034円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年10月２日
大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間954円」を「１時間1,035円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。